

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休みの日
は、翌日
の翌日)

目次

◇ 告 示

保険医療機関等の指定
国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理が
あつたものとみなされるもの
国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関と
なる旨の申出の受理

被爆者一般疾病医療機関の指定

飼料の試験の結果の概要

保安林の指定の解除

解除予定の保安林(二件)

◇ 公安告示

風俗営業等取締法による聴聞

告 示

鳥取県告示第五百十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に

に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十三年六月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
辻 谷 医 院	米子市糺町二丁目 一一八の三	昭和五十三年五月二十三日
名 島 外 科 医 院	倉吉市東岩倉町二二三六	昭和五十三年五月二十五日
立川眼科耳鼻咽喉科 診療所	境港市湊町一五六	昭和五十三年五月二十八日
石 田 医 院	気高郡青谷町青谷 三九三六一	昭和五十三年五月二十三日
中 野 医 院	東伯郡東伯町保五五十二	〃
富 谷 齒 科 医 院	倉吉市河原町一九〇四	昭和五十三年五月十七日
鳥取県立中央病院	鳥取市江津七三〇	昭和五十三年五月二十二日
篠 原 病 院	日野郡溝口町長山 一五二一一	昭和五十三年五月一日
有限会社増谷慶一郎 薬局境港営業所	境港市中町五九	昭和五十三年五月十五日
安 陪 内 科 医 院	鳥取市吉方泉温三丁目 八一一一二	昭和五十三年五月二十六日
北山内科クリニック	倉吉市巖城三四九	昭和五十三年五月十五日

鳥取県告示第五百十八号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年六月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所在地	申出の受理の年月日
篠原病院	日野郡溝口町長山 一五二一	昭和五十三年五月一日
有限会社増谷慶一郎 薬局境港営業所	境港市中町五九	昭和五十三年五月十五日
北山内科クリニック	倉吉市巖城三四九	"
安陪内科医院	鳥取市吉方温泉三丁目 八一―一二	昭和五十三年五月二十六日

鳥取県告示第五百十九号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第二条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年六月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所在地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
篠原病院	日野郡溝口町長山 一五二一	全国	昭和五十三年五月一日
有限会社増谷慶一郎 薬局境港営業所	境港市中町五九	"	昭和五十三年五月十五日
北山内科クリニック	倉吉市巖城三四九	"	"
安陪内科医院	鳥取市吉方温泉 三丁目八一―一二	"	昭和五十三年五月二十六日

鳥取県告示第五百二十号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一号)第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十三年六月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	名称	所在地
昭和五十三年五月十八日	北室内科	鳥取市西町二丁目二〇二 朝日新聞亀井堂ビル内

鳥取県告示第五百二十一号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第五項の規定に基づき、昭和五十二年九月及び十二

月に収去した飼料の試験の結果の概要を、次のとおり告示する。
昭和五十三年六月二日

鳥取県知事 平 林 眞 三

栄養成分に関する検査

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製造(輸 入)年月 日	試 験 結 果 の 概 要										備考			
				粗たん 白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシ ウム	リン	揮発性 塩基性 窒素	水溶性 窒素	ペプ シン 消化 率	DCP		TDN	ME	その他 検査
境港市 山陰くみあい 飼料株式会社	境港市 山陰くみあい 飼料株式会社	くみあい配合飼料 種豚用ハ イザリード	52.9	15.6	3.0	4.5	5.3	0.79	0.53	—	—	—	—	12.4	71.0	—	
		くみあい配合飼料 ビグエー スC	52.9	15.2	3.0	2.6	4.2	0.57	0.44	—	—	—	—	12.1	74.6	—	
		規)くみあい標準配合飼料 成 鶏用エッグマッシュ17.	52.9	18.1	4.1	3.2	12.2	3.94	0.64	—	—	—	—	—	—	2,750	
		規)くみあい標準配合飼料 成 鶏用エッグマッシュ16	52.9	17.5	4.0	3.1	12.3	3.88	0.68	—	—	—	—	—	—	2,750	
		くみあい標準配合飼料 中雛 用1号	52.9	18.1	3.3	3.4	5.8	1.11	0.65	—	—	—	—	—	—	2,790	
		くみあい配合飼料 ビグエー スB	52.9	17.0	3.1	2.2	3.9	0.58	0.48	—	—	—	—	14.3	77.4	—	
神戸市	東伯郡東伯町	日清印乳牛用配合飼料 東伯	52.11	16.8	3.2	4.9	7.0	1.30	0.58	—	—	—	—	—	—	—	

会社	東伯町農業協 同組合	2号ペレット																		
日清製粉株式 会社 神戸飼料工場	東伯町農業協 同組合	日清印ゾロイラー後期用配合 飼料 東伯スーパーマッシュ 日清印子豚用配合飼料 ハイ ベック70	52.11	18.4	6.0	2.1	6.3	1.60	0.68	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小野市 全国酪農業協 同組合連合会 関西飼料工場	東伯郡東伯町 大字保 大山乳業農業 協同組合	規 全酪1号ペレット 規 ゴールドパークマスター	52.12	13.8	2.9	4.1	6.2	0.97	0.57	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
神戸市 日本配合飼料 株式会社神戸 工場	東伯郡東伯町 大字保 大山乳業農業 協同組合	三井印乳用生飼育用配合飼料 伯耆大山ペレット	52.12	17.3	2.8	5.3	7.3	1.21	0.73	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
倉敷市 丸紅飼料株式 会社水島工場	東伯郡東伯町 大字保 大山乳業農業 協同組合	マールベニ印配合飼料 乳用牛 飼育用乳牛 3	52.11	13.6	2.9	5.3	6.6	1.19	0.56	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注 飼料の名称の欄中「規」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項の規定に基づき規格適合表示であることを示す。

鳥取県告示第五百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十三年六月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字浜村字西浜七八三の七六〇、七八三の九七九、七八三の九八〇、七八三の九八二(以上四筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び気高町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百二十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年六月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡泊村大字小浜字池ノ谷西平二七八の二から二七八の四まで

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第五百二十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年六月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡岸本町清原字ウネ原一〇四四の二

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十一号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十三年六月二日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十三年六月十五日午前十時三十分から

米子市桃町一丁目一五一番地 米子警察署会議室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

東伯郡北条町大字江北七四三の三番地 朝倉富佐恵

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。)】